平成２６年（フ）第１６７号
佐賀市諸富町大字徳富950番地８
債務者　津田　誠司
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５号
福島県南相馬市鹿島区大内字関根200番地
日起建設株式会社大内宿舎長良通商０棟２号室、住民票上の住所青森県八戸市根城６丁目１番23号　エステート根城203
債務者　中村　正隆
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２６年（フ）第３２３号
金沢市笠舞本町２丁目22番15号
債務者　河内　正美
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１８０号
三重県鈴鹿市中江島町12番６号　サンビレッジ白子Ｃ―101
債務者　山下美奈子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７９３号
神戸市兵庫区新開地４丁目３番15号　佐々木ビル３Ａ号
債務者　宇田　敬二
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７９４号
神戸市北区鈴蘭台北町７丁目２番８号
債務者　田嶋　博行
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１１号
鳥取県米子市新開２丁目18番52―203号、前住所鳥取県米子市観音寺新町２丁目４番12号Ｂ205号
債務者　菊田　真晶
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第６８号
愛媛県今治市矢田甲807番地１　クレッセント１―103号、前住所愛媛県今治市矢田甲631番地１、前々住所愛媛県今治市米屋町３丁目１番地２
債務者　小田三枝子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第６９号
宮崎県都城市下川東３丁目６号５番地
債務者　中村　　宏
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第７０号
宮崎県都城市下川東３丁目６号５番地
債務者　中村　　香
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第１９３号
福井県坂井市丸岡町南横地第５号７番地１
債務者　宮本　直輝
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７０号
長野県諏訪郡下諏訪町6179番地４　カーサ・デ・ブランカ203号
債務者　伊藤　義成
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第１４５２号
名古屋市千種区西山元町２丁目51番地　ニシヤマハイツ201号
債務者　伊藤菜奈子
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５６９号
名古屋市天白区植田３丁目403番地　シャトウスサキⅠ207号、旧住所名古屋市天白区中平２丁目1912番地　ファンタジア平針105号
債務者　竹市　敏久
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５９号
滋賀県長浜市新庄寺町248番地
債務者　池田　信子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
徳島県阿南市阿瀬比町阿利田20番地、旧住所東京都江戸川区東松本１丁目10番９号　コンフォート１―202
債務者　横江　絵美
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
徳島地方裁判所阿南支部